

安芸市柚子栽培設備等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、安芸市柚子栽培設備等導入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 市は、本市の中山間地域等における基幹作物である柚子の生産量の確保及び生産性の向上を目的として、農業経営体等（以下「事業実施主体」という。）が、栽培設備等の導入に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業実施主体、補助対象要件、補助対象経費、補助率等は、別表1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、別表1の事業区分ごとに当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 事業実施主体は、様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、交付を申請するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該事業実施主体に対して、様式第2号による補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（設備等をいう。以下同じ）は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。

- (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けること。
- (4) 前号の規定により市長の承認を得て財産の処分をしたことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものが事業実施主体であってはならないとともに、契約の相手方に選定しないなど、暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じること。
- (6) 市税の滞納がないこと。

2 市長は、事業実施主体が規則若しくは補助事業に関する補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく市の処分に違反したとき又は補助金を他の用途に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

（補助金の変更）

第7条 事業実施主体は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる事由により交付決定の変更を受けようとするときは、様式第3号による補助金変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金を増額しようとするとき。
- (2) 事業実施計画又は補助対象経費を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（遂行状況の報告等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告）

第9条 事業実施主体は、補助事業が完了した場合は、様式第4号による補助金実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったとき、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確

定した場合には、その金額を様式第5号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書を受領した場合は、報告書等の審査を行い、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号による補助金確定通知書により当該事業実施主体に通知するものとする。

(事業成果の報告)

第11条 事業実施主体は、別表1に掲げる事業区分②の事業で、事業実施計画で目標とする面積に達しなかった場合は、翌年度から目標達成までの間、事業成果等について、毎年度12月末までに様式第7号により市長に報告しなければならない。

(グリーン購入)

第12条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は事業実施主体に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(失効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。